

再雇用職員の組合員が要求し、労働条件通知書の契約期間欄の記載を 『更新する場合があります』→『更新する』に改訂！

再雇用職員に今年初めて交付された「労働条件通知書（兼同意書）」には皆、次年度については「更新する場合があります」と書かれていました。余程のことがない限り 65 歳まで更新されるはずなのに。。。そこで、組合員が要求し「更新する場合があります」→「更新する」に改訂されました。（当面、全学3名）

【要求前】

契約期間

- 1 契約期間は右のとおりとする 【平成26年4月1日～平成27年3月31日】
- 2 契約更新については以下のとおりとする。

更新しない 更新する場合があります

- 3 契約更新は次により判断する。

勤務実績が著しく良くない場合、又は心身の故障のため業務遂行に著しい支障がある場合は、更新しない。



【改訂後】

契約期間

- 1 契約期間は右のとおりとする 【平成26年4月1日～平成27年3月31日】
- 2 契約更新については以下のとおりとする。

更新する 更新しない

ただし、勤務実績が著しく良くない場合、又は心身の故障のため業務遂行に著しい支障がある場合は、更新しない。